

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	秋元竜弥
【住所又は本店所在地】	東京都目黒区青葉台一丁目4番7号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成22年8月6日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	
【提出形態】	
【変更報告書提出事由】	

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社アルデプロ
証券コード	8925
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	株式会社東京証券取引所 マザーズ

## 【提出者に関する事項】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	秋元竜弥
住所又は本店所在地	東京都目黒区青葉台一丁目4番7号
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社アルデプロ 経営管理本部 内海忠之
電話番号	03-5367-2001

## 【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日 平成22年7月28日（平成22年8月4日提出 変更報告書 31）  
 （訂正前）

### 第2【提出者に関する事項】

#### 1【提出者（大量保有者）/1】

##### （5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成22年7月28日	普通株式	519,030	3.70	市場外	処分	0
平成22年7月28日	種類株式	1,818,182	12.97	市場外	取得	275

##### （6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成20年6月24日に㈱大和証券担保ローンに担保として300,000株を差入、平成20年8月13日に60,000株を追加差入、平成20年10月9日に100,000株を追加差入、平成20年10月29日に30,000株を追加差入（合計490,000株を担保として差入）。このうち平成21年9月14日から平成21年10月7日までに累計250,000株が担保権の実行により処分（現在の担保差入株式数は240,000株）。

提出者は発行会社との間で発行会社が策定する事業再生計画案が事業再生ADR手続において対象債権者全員の書面による合意によって成立することを条件に、提出者が保有する発行会社の普通株式519,030株を発行会社に対して無償で譲渡すること等について合意しており、提出者はかかる合意に従い、平成22年6月29日に事業再生ADR手続が成立したことを受け、平成22年7月28日付で発行会社に対して保有株券等519,030株を引き渡しました。

##### （7）【保有株券等の取得資金】

###### 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	95,452
借入金額計(X)(千円)	500,000
その他金額計(Y)(千円)	

上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円) (W + X + Y)	595,452

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成22年7月28日	普通株式	519,030	3.70	市場外	処分	無償譲渡
平成22年7月28日	種類株式	1,818,182	12.97	市場外	取得	275

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成20年6月24日に㈱大和証券担保ローンに担保として300,000株を差入。平成20年8月13日に60,000株を追加差入。平成20年10月9日に100,000株を追加差入。平成20年10月29日に30,000株を追加差入(合計490,000株を担保として差入)。このうち平成21年9月14日から平成21年10月7日までに累計250,000株が担保権の実行により処分(現在の担保差入株式数は240,000株)。

提出者は発行会社との間で発行会社が策定する事業再生計画案が事業再生ADR手続において対象債権者全員の書面による合意によって成立することを条件に、提出者が保有する発行会社の普通株式519,030株を発行会社に対して無償で譲渡すること等について合意しており、提出者はかかる合意に従い、平成22年6月29日に事業再生ADR手続が成立したことを受け、平成22年7月28日付で発行会社に対して保有株券等519,030株を引き渡しました。

提出者が平成22年7月28日に取得した種類株式について、当該株式の取得については、発行会社の取締役会の承認を要する譲渡制限が付されております。また、当該株式は払込期日の6ヶ月後から発行会社の普通株式に転換可能ですが、議決権・配当・残余財産分配は普通株式と同じ権利を有するものです。ただし、発行会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または発行会社の定款に別段の定めがある場合を除き、種類株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとされております。

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	30,573
借入金額計(X)(千円)	500,000
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円) (W + X + Y)	530,573